

北海道ドローン研究会会則

2020年7月1日制定

2020年8月3日修正

2020年9月15日修正

2021年1月1日修正

第1章 名称

第1条 本会の名称は北海道ドローン研究会とする。

第2条 本会の略称を HDS (Hokkaido Drone Study Group) とする。

第2章 事務局

第1条 本会に事務局を設置し事務局長1名を置く。

第2条 事務局は本会の目的や活動に関する事項を行うと共に会を運営する。

第3条 本会の事務局を（〒063-0034）北海道札幌市西区西野4条10丁目12番
12号 COMDRONE に置く。

第3章 目的および活動

第1条 本会の目的はドローンの調査、研究により飛行・撮影技術等の向上を図ると共に趣味としてのみならず災害時等に於ける社会貢献に寄与する。

第2条 本会は飛行の安全を最重視する、この為関連する各種ルールを認識し、これを順守する。

第3条 前条の目的を達成するための交流・情報交換の場として各種情報ツールとして以下の手段を用いる。

第1項 ドローン練習場に於いて「Try ドローン」を運用する。

第2項 LINE グループに於いて「あらんどローン」、「HDS-CAMP どろん」を運用する。

第3項 Web 会議に於いて 「Web ドローン」を運用する。

第4項 ホームページの活用に於いて

「北海道ドローン研究会公式ホームページ」 <http://www.hds.comdrone.net/>

「メーリングリスト」 HDS-ML、HDS-committee-ML、HDS-CAMP-ML

第5項 その他必要な手段を運用する。

第4条 本会にドローン研究に兼ねて各種の共通活動を目的とする内部組織として各種の共通活動を行う部会を置く。

第1項 北海道ドローン研究会キャンプ部、略称「HDS-CAMP」を設置する。

第2項 北海道ドローン研究会無線部、略称「HDS-HAM」を設置する。

第5条 本会はスポーツとしてのドローン飛行やドローン競技を行い又はこれ等の各種競技に積極的に参加する。

第6条 本会は青少年育成に心がけ未来のドローンパイロットの発掘や育成を積極的に行う。

第4章 会員

第1条 本会の会員資格は、特に制限や規制を行わないこととする。前章の活動に賛同且つドローンやキャンプ等に関心や興味があり入会の意思があれば会員とする。

第2条 本会への入会は事務局に申し入れ「加入申込書」での申し込み後「あらんどローン」に加入する事で行う事を原則とする。

第3条 正会員及び準会員等

第1項 本会に賛同する賛助会員、家族会員及び準会員を置く、賛助会員、家族会員及び準会員は運営・実行には直接関与せず活動に参加する事が出来る。

第2項 正会員の家族で参加するものは家族会員とする事が出来る。

第3項 準会員は本会に賛同し活動や交流に参加する事が出来る。

第4条 本会に協賛し協力や支援をする法人又は企業等は賛助会員とする、賛助会員は運営や実行には直接関与せず活動に参加する事が出来る。

第5条 次の場合は理事会の議決により会員資格を喪失する

第1項 会費を長期間滞納したとき。

第2項 本会又は会員相互での会員たるにふさわしくない言動や行動があったとき。

第3項 本会で周知した基本的なルールに従わないとき。

第5章 役員

第1条 本会には、会長1名、必要により副会長1-2名、会計、監事2名、理事複数名及び事務局を置くこととする。

第2条 役員任期は2年とし再任可能とする。

第3条 各役員職務は次のとおりとする。

会長は本会を代表し会を統括する、その他の役員はそれぞれ常識的な範囲で役名のとおりとする。

第4条 本会に特別会員として顧問を置くことができる。

第5条 役員が次に該当する場合総会の議決によりこれを解任する。

第1項 心身の故障により役員としての執行に堪えられないと認められるとき。

第2項 本会則に反する行為、役員たるにふさわしくない行為があったとき。

第6章 理事会

第1条 本会に、役員をもって理事会を構成する。

第2条 理事会は役員発議により必要の都度開催し必要な決議を行う。

第3条 理事会の開催及び議決事項は必要により会員に周知する。

第7章 総会

第1条 総会は、正会員をもって構成し、年に1回の定期開催とする。但し、必要がある時は臨時開催が出来る。

第2条 正会員以外の会員も総会に参加が出来、発言も可能であるが議決権はない。

第3条 総会の決議事項は以下のとおり

第1項 会則の変更

第2項 活動計画及び収支予算

第3項 活動報告及び収支決算

第4項 役員を選任又は解任

第5項 その他、会の運営に関する重要事項

※但し、前1項―5項に於いて軽微な場合は理事会で決議し、会員に周知後決定する。

第4条 総会は正会員の過半数の出席（WEB参加）又は参加（書面議決及び委任状議決は参加とする）をもって開会する。

（但し、総会案内に対して正当な理由なく期日までに上記の出席又は参加が得られない者は参加及び賛同と見なす。）

第5条 総会の議決は出席した正会員の過半数をもって決す、同数のときは議長が決する。

第6条 総会の議事については議事録を作成する。

第8章 会費及び入会金

第1条 会費は都度会費と年会費とし、年会費は加入月から会計年度の12月末日とする、都度会費は集会や活動を行った都度の参加者分担とし、都度決算を完了する。

第2条 会費及びその他の金銭的な受け渡しは電子マネー（PayPay等）で行う事を原則とする。

第3条 入会金は 3,000円とする、年会費は 3,600円とする。

但し、途中入会は入会の翌月からの月割（300円/月）計算とする。

第4条 特別会員及び賛助会員の入会金及び年会費はこれを徴収しない。また、北海道以外に居住する会員については当面の間徴収を行わない。

第5条 18歳未満の会員及び家族会員は年会費を免除とする。

第6条 会計年度を毎年1月から12月とし、会計監査後に総会の承認を得る。

第9章 会則の変更

第1条 会則の変更を感じた会員はその都度会議に発議し会員に周知後理事会で協議し総会決議か理事会決議を決し会員に周知する。

第10章 寄付行為等

第1条 本会は会員又は第三者等からの金品の寄付申し入れがあった場合はこれを

可能とする、この際は会員に通知する。

第2条 本会は行政機関等の補助事業・助成事業を受けることができる。

第11章 会員支援と普及広報

第1条 本会の会員支援と普及広報の為、公式ホームページを運用する。

第2条 ホームページの運用はレンタルサーバー等を使用し COMDRONE の支援を受けることができる。

第3条 ホームページの目的は、事務局の運用支援、会の普及・広報活動とし、各種のメールサービス、メーリングリストを運用する。

第4条 ホームページの運用は事務局とする、但し複数の会員に於ける分割運用を行う事とする。

第5条 賛助会員は申し出により本会のホームページに一定の広告及びリンクバナー等の掲載を行う事が出来る。

第12章 会則の制定

第1条 本会則は2020年5月31日に発案し、2020年7月1日制定する。

第13章 その他

第1条 本会則に定めのない事項については必要の都度細則等を設定し運用する。

以上

付則

1 発会記録

本会「北海道ドローン研究会」の発会記録として下記の者の総意を得て発会とし、発会会員とする。

2020年6月28日

2 発会記録

原本にはここに発会記録及び発会時会員署名を記入する

3 修正記録

(1) 2020年8月3日

第3章に第3条を追記する、7月31日発議8月3日施行

(2) 2020年9月15日

第2章に第4条を追記する、9月8日発議9月15日施行

(3) 2020年12月21日

会則の修正、総会、会費、会員支援と普及活動、会員及び役員について追記

2021年1月1日制定 2021年度施行（会費等は2021年3月31日まで猶予）